

山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県道路公社（以下「道路公社」という。）が発注する建設工事の請負契約において、山梨県道路公社会計規程（平成5年規程8号。以下「規程」という。）第72条の16の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとし、その実施に関しては、別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(対象工事等)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、次のいずれかに該当するものから選定するものとする。

- (1) 工事の品質を確保するため、企業の技術力及び企業の信頼性・社会性を入札価格と一体として評価することが必要と認められる工事
- (2) その他必要と認める工事

(総合評価落札方式の種類を選定)

第3条 総合評価落札方式の実施にあたっては、「山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン」の「工事規模と技術的難易度による適用範囲」を参考に特別簡易型（Ⅰ）、特別簡易型（Ⅱ）、簡易型、標準型、高度技術提案型から総合評価の種類を選定する。

(総合評価の方法)

第4条 総合評価落札方式で定める評価の方法については、別記1の「落札者決定基準」によるものとする。なお入札を辞退したもの、入札参加資格の無いもの等の評価は行わないものとする。

(総合評価委員会の設置)

第5条 総合評価落札方式の評価方法、評価基準、落札者決定基準、技術審査等について中立かつ公正な審議を行うため、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という）からなる総合評価委員会（以下「委員会」という）を設置する。

ただし、理事長が認める場合は、山梨県が設置した山梨県総合評価委員会に審査を委託することができる。

(入札方法)

第6条 総合評価落札方式により入札を行うときは、この要領により実施するものとする。

(審査及び協議)

第7条 本社の道路部長又は管理事務所長（以下「発注機関の長」という。）は、総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、実施対象工事の適否及び「落札者決定基準」について、道路公社の技術審査会（以下「技術審査会」という。）の審査を受けるとともに、様式1号により理事長に協議するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第8条 理事長は、規程第72条の16第4項の規定に基づき落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験者から様式2号により意見を聴かなければならない。

2 理事長は、規程第72条の16第4項の規定に基づき落札者を決定しようとするときは、学識経験者から様式4号により意見を聴かなければならない。

ただし、前項の意見聴取時に、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必

要がないと意見が述べられた場合は、理事長は、学識経験者から意見を聴かずに落札者を決定できるものとする。

- 3 理事長は、前2項の規定に基づき意見聴取を行ったときは、発注機関の長に様式第3号または様式5号により回答するものとする。
- 4 地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号）第12条の4の規定を準用し、意見を聴くときは、学識経験者2名以上から意見を聴くものとする。

（落札者決定基準）

第9条 発注機関の長は、落札者決定基準について、前条第3項の回答を受けた後、決定するものとし、必要に応じて技術審査会の審議に付するものとする。

（技術評価結果の通知と疑義の照会）

- 第10条 発注機関の長は、提出された技術資料の審査を行い技術評価点を算出した後、入札参加者に通知を行うものとする。
- 2 入札参加者は前項により通知された後、自らの評価点について疑義の照会を、行うことができるものとする。
 - 3 発注機関の長は、前項の照会に対して、回答するものとする。
 - 4 前項の規定において、評価点を修正した場合は、修正した結果を、入札参加者に通知するものとする。
 - 5 前1号から4号については、公告文に記載された方法で行うものとし、様式11及び様式12を準用するものとする。

（総合評価結果の公表と疑義照会）

- 第10条の2 発注機関の長は、落札者決定基準による総合評価値を算出後、必要に応じて技術審査会の審議に付し、様式4-1号、様式4-2号又は様式4-3号より道路公社のホームページに公表するものとする。
- 2 入札参加者は、前項により公表された日から5日以内に、自らの評価点について様式11号により疑義の照会をすることができるものとする。
 - 3 発注機関の長は、前項の照会に対し、様式12号により回答するものとし、必要に応じて技術審査会の審議に付するものとする。
 - 4 前項の規定において、価格以外の評価点を修正した場合は、道路公社のホームページに修正した結果を公表するものとする。

（落札予定者の決定方法）

- 第11条 落札予定者の決定方法は、別記1の落札者決定基準の他、次の各号の規定によるものとする。
- (1) 入札参加者のうち、次の全ての要件を満たす者を審査対象とするものとする。
 - ア 公告文に記載された入札参加資格を満たしている者。
 - イ 価格以外の評価を行うために必要な資料（別途「技術評価資料作成要領」に定められた様式）を提出した者。
 - ウ 入札書が無効でない者。
 - (2) 落札予定者は、総合評価により得られた評価値の最も高い者とする。ただし、最も高い者が2者以上いる場合は、くじにより決定するものとする。

（落札者の決定）

- 第12条 発注機関の長は、落札者の決定に際し技術審査会の審議に付して決定するものとする。ただし、第8条第2項の規定により学識経験者の意見を聴く場合は、第8条第3項の回答を受けた後、技術審査会の審議に付して決定するものとする。
- 2 前項により落札者が決定したときは、道路公社のホームページに公表するものとする。

(入札参加者への周知)

第13条 発注機関の長は、入札参加者に対し入札公告により次の事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること
- (2) 「技術評価資料作成要領」に定められたすべての様式を提出すること
- (3) 価格以外の評価の評価項目及びその配点に関すること
- (4) 落札者の決定方法に関すること
- (5) 総合評価に関する審査結果が公表されること
- (6) 価格以外の評価について疑義の照会ができること

(資料の提出)

第14条 入札参加者は前条第2号の資料を技術評価資料の提出時にすべて提出しなければならない。

(技術提案の明示)

第15条 発注機関の長は、標準型又は高度技術提案型による総合評価落札方式で発注しようとする場合は、入札公告等を行う際に、対象工事が要求する性能等に関する資料を提示し、技術提案を求める旨を明示する。

(技術提案の提出方法)

第16条 発注機関の長は、技術提案を求める場合は、その内容を明示した技術提案書を技術評価資料提出時に併せて提出させるものとする。

(技術提案の審査)

第17条 発注機関の長は提出された技術提案書について、技術審査会による審査を行うものとする。但し、必要に応じて専門分野の学識経験者に意見を聴くことができるものとする。

- 2 前項の審査を行う場合において、発注機関の長は必要に応じて入札参加者に対して、事前にヒアリングを実施することができるものとする。

(技術提案の改善)

第18条 発注機関の長は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の改善を求め、又は入札参加者に改善を提案する機会を与えることができる

(提案の採否の通知)

第19条 技術提案の採否については、提案者に様式13号により通知するものとする。

なお、技術提案書が適正と認められなかった者は、様式11号により3日以内に理由の説明要求が行うことができるものとする。

- 2 発注機関の長は、前項の照会に対し、様式12号により回答するものとし、必要に応じて技術審査会の審議に付するものとする。

(技術提案の保護)

第20条 技術提案については非公表とし、技術提案の特定以外に提案者に無断で使用しないものとするが、以後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する場合についてはこの限りでない。なお、簡易型における施工計画についても同様とする。

(総合評価に係わる資料の作成費用)

第21条 入札参加者が総合評価に係わる資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(価格以外の評価内容の履行の確保)

第22条 落札者の提示した施工計画又は技術提案は契約内容となるため、発注者は当該工事の契約後速やかに、その項目を含めた施工計画書の提出を請負者に求め、具体的な内容を両者確認のうえ、実施状況等を確認するものとする。なお、施工計画又は技術提案の確認方法については、山梨県県土整備部技術管理課のホームページの総合評価方式に関する情報に掲載してある総合評価（技術提案）の実施確認に基づき確認を行う。

2 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除あるいは指名停止等の措置を講じることができるものとする。

(入札実施における特例)

第23条 この要領に基づき入札を行うときは、他の要領等の規定に関わらず次のとおり実施するものとする。

- (1) 申請書及び資料は電子メールで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注機関の長の承諾を得て別途提出する場合は、公告に定められた受付期間及び受付場所に持参するものとし、郵送等（ファクシミリを含む）によるものは受け付けない。
- (2) 低入札価格調査制度を適用する。

(秘密の保持)

第24条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札参加者から提出された資料等は公表しない。

(その他)

第25条 発注機関の長は、本要領の執行に関して疑義が生じた場合は、技術審査会において協議し対応するものとし、必要に応じて委員会に諮るものとする。

附 則

本要領は、平成22年8月16日から施行する。

附 則

本要領は、平成23年9月1日から施行する。